

42. 117. 01

**TRIPS協定を踏まえた
商標法第4条第1項第17号の解釈について**

1. 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「TRIPS協定」という。）第23条2においては、「地理的表示を含む商標」を拒絶すべき旨規定されており、この規定の解釈として、ある商標がこの「地理的表示を含む商標」に該当するか否かについての判断基準が問題になるが、以下の理由により、その基準は当該商標に含まれる表示が製品の地理的原産地を特定する表示と一致するか否かという形式的判断によるものでなければならず、その表示の使用形態（「山梨産ボルドー風ワイン」等）やその地理的表示の日本における著名性の如何を問わないという趣旨であると解される。

（理 由）

- ① TRIPS協定第23条1において『「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても』として、需要者の誤認の有無とは無関係に使用を防止する義務が課されていることから、同条においては当該表示を含む商標がどのように認識されるかを要件とすることは認められていないと解される。
 - ② TRIPS協定第24条6で一般名称化した場合の例外を定めていることを反対解釈すれば、一般名称化して地理的表示としてではなく用いられている場合であっても、形式的に地理的表示を含むと認められる商標は同第23条の適用を受けるというのが原則であると考えられる。
2. TRIPS協定第23条を上記のように解するので、これを担保する商第4条第1項第17号についても、「日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地（中略）を表示する標章又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地を表示する標章（中略）を有する商標」と規定することとし、需要者がその標章を地理的表示と認識するか否かを問わない規定振りとした。
したがって、当該商標が原産国で保護されている地理的表示を含む場合には、それが国内で地理的表示として認識されているか否かを問わず拒絶すべきこととなり、逆に、需要者に地理的表示と混同されうる表示であったとしても、その表示が原産国で保護されている地理的表示ではない場合には商第4条第1項第16号には該当しても、同第17号には該当しないこととなる。
 3. ただし、「地理的表示を含む」か否かを審査するにおいては、現行の「類似」の判断基準である外観、称呼、観念を取引の事情を踏まえて総合的に観察するという基準でなく、当該標章がまさに原産地の表示と一致するか否か

という基準とするべきである。

したがって、「地理的表示を含む」といえるのは、原産国語での原産地の表示がある場合かその翻訳といえる表示がある場合に限られる。

例えば、フランスの「MOULIS」という地理的表示についていえば、漢字で「森」と表示された場合、通常その表示はフランスの地名の翻訳とはいえず、原産地の表示とは一致しているとはいえない。また、カタカナで「モリ」と表示されていても、他の言葉と併せて別の意味を持っている場合(「元気モリモリ」)はフランスの地名の翻訳とはいえず、原産地の表示と一致しているとはいえない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第4条第1項第17号\(ぶどう酒又は蒸留酒の産地の表示\)」の審査基準](#)